

# 令和8年度集团指導

地域密着型特定施設入居者生活介護 編

# 目次

- 1 基本方針について
- 2 各基準における留意事項について
  - 2-1 人員基準について
  - 2-2 設備基準について
  - 2-3 運営基準について
- 3 運営指導時によくある指摘事項

# 1. 基本方針について

特定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、**入浴、排せつ、食事**等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者介護の提供を受ける入居者（以下、「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な 事業運営に努めなければならない。

（基準109条）

# 2. 各基準における留意基準について

## 2-1 人員基準について

地域密着型特定施設入居者介護を行うにあたっては以下の基準を満たす必要があります。

①生活相談員

(基準第110条第1項第1号)

1人以上 (**1人以上は常勤**であること)

②看護師若しくは准看護師 (以下、「看護職員」という) 又は介護職員

(基準第110条第1項第2号)

看護職員及び介護職員の合計数は、**常勤換算方法で、利用者(前年度の平均数)が3又は端数を増やすごとに1以上とする**

(利用者10～12人・・・職員4人・利用者13～15・・・職員5人等)

なお、看護職員の数は常勤換算方法で1以上とし、常に1以上のサービスの提供にあたる介護職員が確保されるようにすること

その他、介護職員及び看護職員のうち、それぞれ1以上は、常勤のものでなければならない

※以下に掲げる**要件のいずれにも適合する場合**、常勤換算数を**1ではなく0.9とすることができる** (令和6年4月1日より適用)

(1) 基準第86条の2「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」において、

以下の〈1〉～〈5〉の検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

〈1〉利用者の安全及びケアの質の確保

〈2〉地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

〈3〉緊急時の体制整備

〈4〉業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器の定期的点検

〈5〉地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること

(3) 従業者間の適切な役割分担を行っていること

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による

介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること

# 2. 各基準における留意基準について

## 2-2 人員基準について

### ③機能訓練指導員

(基準第110条第1号第3項、第5項)

- ・ 1人以上（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者）
- ・ 当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる

### ④計画策定担当者

(基準第110条第1号第4項、第6項)

- ・ 1人以上（専従の介護支援専門員であり、地域密着型特定施設サービスの計画を担当されるのに適当と認められる者）
- ・ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる

### ⑤管理者

(基準第111条)

- ・ 専らその職務に従事し、常勤であること
- ・ 地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等本体施設の職務若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護支援事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の職務に従事することができる

＜管理に支障があると認められる場合＞

- ・ 利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握できていない。
- ・ 従業者及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じている。

(例) 併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合。

事故発生等の緊急時に管理者が速やかに事務所に駆けつける等の対応ができない。

# 2. 各基準における留意基準について

## 2-2設備基準について

建物・設備に関しては、以下の基準を順守すること

### 1.建物について

- ・建物については耐火建築物又は準耐火建築物であること。

※木造かつ平屋の建物であって以下のいずれかの条件を満たすものは、耐火建築物であることは必要ない。

- ①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用等や調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火・延焼の抑制に配慮した構造であること。
- ②非常警報設備の設置等により、火災の早期発見・通報の体制の整備されており、円滑な消火設備が可能なこと。
- ③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保により円滑な避難が可能な構造であり、避難訓練を頻繁に実施し、配置人員の増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

### 2.設備について

- ・一時介護室・浴室・便所・食堂・機能訓練室を有すること

※以下の場合、各部屋を設けないことができる

- 一時介護室・・・他に利用者を一時的に映して介護を行う部屋があること
- 機能訓練室・・・他に機能訓練を行うのに適当な広さの場所が確保できること
- 浴室・食堂・・・同一敷地内の他の事業所・施設の浴室・食堂が利用できること

# 2. 各基準における留意基準について

## 2-2設備基準について

- ・各部屋の基準について
- ・介護居室
  - ・ 1人につき1部屋（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人でも可）
  - プライバシー保護を念頭に介護を行える適当な広さであること
  - 地階に設けないこと
  - 避難上有効な空き地・廊下・広間に直接面した出入口を1以上設けること
- ・一時介護室
  - ・ 介護を行うための適当な広さを有すること
- ・浴室
  - ・ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること
- ・便所
  - ・ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること
- ・食堂・機能訓練室
  - ・ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること

※介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室の「適当な広さ」については面積による基準がない。

具体的な広さについては、**利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用者申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示を行うこと。**

- ・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること
- ・建築基準法・消防法に準ずること（消火設備等）

# 2. 各基準における留意基準について

## 2-3 運営基準について

### 1. 内容及び手続の説明及び契約の締結等

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第125条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する**契約を文書**により締結しなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の**適切な手続きをあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記**しなければならない。

(基準第113条)

#### ※留意点

##### 重要事項に記載すべき内容

- ・運営規程の概要、従業者の勤務の体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分に応じて事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定方法、事故発生時の対応

##### 契約書について

- ・契約書においては、サービス内容及び利用料その他費用の額、契約条件の記載すること



## 2. 各基準における留意基準について

### 2.指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下、「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（基準第114条）

## 2. 各基準における留意基準について

### 3. 受給資格等の確認

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するように努めなければならない。

(基準第129条(基準第3条の10準用))

#### ※留意点

- ・被保険者証の**住所欄**は特に確認が必要です(前提として、地域密着型サービスの利用は飯塚市に住民票がある必要があります。)  
その他保険給付を受けるために必要な事項(**利用者の介護度・認定期間・保険者名等**)も欠かさずに確認すること。
- ※8月1日付で更新される「**負担割合証**」についても法定代理受領サービスとして、提供される指定地域密着型特定施設入居者生活介護においての利用者負担の根拠となるので**毎年の確認**を忘れずに行うこと。
- ※指定地域密着型サービスの適切かつ有効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときはこれに配慮してサービスを行うよう努めること



## 2. 各基準における留意基準について

### 4. サービス提供の記録

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録しなければならない。

(基準第116条)

- ・ 他の居宅サービス事業者等において当該利用者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていることが確認できるよう指定地域密着型特定施設入居者生活介護の**開始に際しては、当該開始の年月及び入居している施設の名称を、終了時には終了の年月日を利用者の被保険者証に記載**すること
- ・ サービスの内容は、**提供日・内容・利用者の状況その他必要な事項**を記録すること



## 2. 各基準における留意基準について

### 5. 利用料等の受領

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型特定施設生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- 二 おむつ代
- 三 前2号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であるもの

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(基準第117条)

## 2. 各基準における留意基準について



### 留意点①：基準第117条第2項の利用料等の受領について

利用者間の公平及び利用者保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際の利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスを提供した際の利用料の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けないようにしたもの。

なお、介護保険給付の対象となる指定地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスと明確に区別されているサービスについては、次のような方法により別の料金設定を行ってもよい。

- ①利用者に事業が指定地域密着型特定施設入居者生活介護とは別事業で、サービスが介護保険給付の対象外であることを説明し理解を得ること。
- ②事業の目的、運営方針、利用料等が、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の運営規程と別に定められていること。
- ③指定地域密着型特定施設入居者生活介護の会計と区分していること。

### 留意点②：基準第117条第3項の「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」について

具体的な範囲は、以下の通知にて確認すること

- ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
- ・特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成12年3月30日老企第52号）

料金関係はトラブルの要因になりやすい。利用開始前にあらかじめ、サービスの内容と費用について説明を行うとともに、介護報酬改定等により利用者負担額が変更となる場合は、その都度、利用者又は家族に対し、説明を行い、同意を得ること。

## 2. 各基準における留意基準について

### 6. 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。**

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**しなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**3月に1回以上開催**するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(基準第118条)

## 2. 各基準における留意基準について

### 6. 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針

※基準第118条第4項及び第5項について

- ・ 身体的拘束は**切迫性・非代替性・一時性**の3要件を満たし、組織等として要件の確認等手続きを極めて慎重に行うこと
- ・ 具体的な内容を記録し、その記録は**2年間保存**すること

※基準第118条第6項について

- ・ 身体的拘束等適正化検討委員会は、施設内の幅広い職種での構成（管理者、看護師、介護職員等）及び第三者（精神科専門医等）での構成が望ましい
- ・ 身体的拘束等適正化検討委員会の目的と指針については以下を参考にする。

#### 【目的】

- イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、身体的拘束について報告すること。
- ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、報告された事例を
- ニ 事例の分析にあたり、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

#### 【指針】

- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項背景等を記録するとともに、身体的拘束について報告すること。
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

# 2. 各基準における留意基準について

## 7. 地域密着型特定施設サービス計画の作成

指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。 (基準第119条)

- ・ 計画策定担当者は、利用者に計画内容を説明したうえで、利用者の同意を書面で得たうえで、計画を利用者に交付すること。
- ・ 交付した特定施設サービス計画は**5年間保存すること**。



## 2. 各基準における留意基準について

### 8.介護

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(基準第120条)

## 2. 各基準における留意基準について

### 9. 使用者に関する市町村への通知

指定地域密着型特定施設入居者生活介護従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに地域密着型特定施設入居者生活介護の理由に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき

(基準第129条)

### 10. 緊急時等の対応

地域密着型特定施設入居者生活介護従業者は、現に指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講じなければならない。

(基準第129条 (基準第80条準用))

※留意点：基準第80条 緊急時の対応における協力医療機関について

この場合の協力医療機関については、次の点に留意すること。

- ①事業の通常の業務の実施地域内にあること
- ②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。



## 2. 各基準における留意基準について

### 11. 管理者の責務

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、当該地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者に第6章第4節の規定を順守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(基準第129条 (基準第28条準用) )

# 2. 各基準における留意基準について

## 12. 運営規定

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 指定地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(基準第125条)

※留意点：運営規定に記載する各号の内容について

第4号 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容 … 入浴の介護の1週間における回数等のサービスの内容を指す。

第8号 非常災害対策 … 非常災害に係る具体的計画を指す。

第10号 その他運営に関する重要事項 … 利用者、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくこと



## 2. 各基準における留意基準について

### 13. 勤務体制の確保等

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(基準第126条)

- ・ 認知症介護に係る基礎的な研修の受講は看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者は除く
- ・ 勤務表上、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者等の兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を明確にすること
- ・ 業務を委託する際は文書により取り決め、委託者は、受託者に委託した業務を再委託してはならない。



## 2. 各基準における留意基準について

### 14. 業務継続計画の策定等

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(基準第129条(基準第3条の30の2準用))

- ・ 感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に係る具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合は、一体的に策定してもよい。
- ・ 研修は定期的(年2回以上)の開催するとともに、新規採用時には別に研修を行うこと。
- ・ 訓練(シミュレーション)においても、感染症や災害が起きた場合に実践するケアの演習を定期的(年2回以上)に実施すること



## 2. 各基準における留意基準について

### ※BCP計画における好事例 宮城県



- ①東日本大震災の際、72時間以内に全利用者の安全確保と基本的なケアの継続を実現することができました。この施設のBCPが機能した最大の理由は、「誰が」「何を」「いつまでに」行うかが明確にあったことです。例えば、「災害発生後30分以内に施設長または代理者が対策本部を設置する」「1時間以内に全職員が利用者の安否確認を完了し、チェックリストに記録する」といった具体的な時間軸と担当者が決められていました。



災害時の対応として、「誰が」「何を」「いつまでに」を明確にしており、各々が初動に入りやすい

- ②停電時の対応として「非常用電源を使用する医療機器リスト」を事前に作成し、優先順位をつけていたことも功を奏し、限られた電源容量の中で、人工呼吸器や吸引器など生命に直結する機器を優先的に稼働させることができました。さらに、職員の参集基準も「震度5強以上の地震発生時は、連絡がなくても自主参集する」と明文化されており、通信が途絶えた状況でも多くの職員が駆けつけてきました。



限られた物資をどう使うかを明確にし、物資・時間を無駄なく活用できるように明文化されている。

## 2. 各基準における留意基準について

### 15. 協力医療機関等

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(基準第127条)

・協力（歯科）医療機関は、施設から近距離にあることが望ましい。



## 2. 各基準における留意基準について

### 16.非常災害対策

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(基準第129条(基準第32条準用))

- ・非常災害に関する具体的計画については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画のことをいいます。消防法第8条の規定により、防火管理者を置くこととされている場合は、防火管理者が、防火管理者を置かなくてもよいとされている場合、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立業務を行わせる必要があります。
- ・訓練については、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制づくりに努める必要があります。



## 2. 各基準における留意基準について

### 17. 衛生管理等

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型特定施設従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、地域密着型特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(基準第129条(基準第33条準用))

当該基準は、必要最低限の衛生管理等について、規定されていますが、サービスを提供する上では、以下の点にも留意することが必要です。

- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等として、保健所の助言・指導を求め、常に密接な関係を保つこと。
- ・インフルエンザ対策・腸管出血性大腸菌感染症・レジオネラ症等は、その発生・まん延を防止するための措置については別途通知が発出されているため、これに基づき適切な措置を講じること。
- ・空調設備等により事務所内の適温の確保に努めること。



## 2. 各基準における留意基準について

### 20.補足（衛生管理等）



基準第33条第2項では、「感染症の予防及びまん延防止」について下記のとおり講じるべき措置が規定されています。

#### ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置すること。

- ・感染対策委員会には、感染対策の知識を有する者を含み、幅広い職種により構成されることが望ましいとされています。
- ・構成メンバーの責任や役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を設置することが必要です。
- ・開催時期についても、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ開催します。

#### ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針

下記のように平常時と発生時の対応を規定する必要があります。

平常時の対策・・事業所内の衛生管理を徹底（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

発生時の対応・・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の関係各所と連携・報告

事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制の整備と明記

#### ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

研修について・・感染対策の知識の普及・啓発を行うとともに事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

訓練について・・事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

※研修・訓練はともに**年2回以上**行い、特に研修に関しては新規採用時に別の研修を行い研修内容を記録すること。

## 2. 各基準における留意基準について

### 18. 掲示

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(基準第129条(基準第3条の32準用))

#### ※留意点

- ・事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者又はその家族に対して見やすい場所のこと
- ・介護従事者の勤務の体制とは、職種ごと、常勤・非常勤ごとの人数を掲示する趣旨であり、介護従事者の氏名まで掲示するものではない。



## 2. 各基準における留意基準について

### 19.秘密保持等

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ**文書**により得ておかなければならない。

(基準第129条(基準第3条の33準用))

#### ※留意点

- ・従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決めておくことが必要で、違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととされています。
- ・サービス担当者会議等において、課題分析情報を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を介護支援専門員や他の担当者と共有することが想定されるため、あらかじめ文書により同意を得る必要があります。



### 20.広告

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が**虚偽又は誇大なもの**としてはならない。

(基準第129条(基準第3条の34準用))

## 2. 各基準における留意基準について

### 21. 苦情処理

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(基準第129条(基準第3条の36準用))

## 2. 各基準における留意基準について

### 21. 苦情処理

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176号第1項第三号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(基準第129条(基準第3条の36準用))

苦情における相談窓口、苦情処理の体制、手順等の概要を明らかにし、利用申込者・家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容にも併せて記載し、事業所・ウェブサイトに掲示すること。(記録文書は**2年間保存**すること。)



## 2. 各基準における留意基準について

### 22.地域との連携等

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が所在する市町村の職員又は当該地域密着型特定施設入居者生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動の状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(基準第129条(基準第34条準用))

#### ※留意点

運営推進会議はテレビ電話装置等を活用して行っても差し支えないが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該機器の活用について、同意を得ること。なお、活用にあたっては、「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること



## 2. 各基準における留意基準について

### 23.事故発生時の対応

指定地域密着型特定施設入居者生活事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(基準第129条(基準第3条の38準用))

- ・事故が発生した場合、発生日から**5日以内に「事故報告書」を提出**すること。
- ・事故発生時には事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、またその記録は**2年間保存**すること。
- ・事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ・事故発生時には原因解明と再発防止の対策を講じること



## 2. 各基準における留意基準について

### 24.虐待の防止

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基準第129条(基準第3条の38の2準用))

虐待に関する措置は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう以下の観点を重視してください。

- ①**虐待の未然防止**・・・従業者として責務・対応を正しく理解すること
- ②**虐待等の早期発見**・・・相談体制・通報窓口の周知や届出等の対応をとること
- ③**虐待等への迅速かつ適切な対応**・・・発生した場合、速やかに市町村に通報するとともに虐待の調査協力に努めること



# 2. 各基準における留意基準について

## 29.補足（虐待の防止）



### 1.虐待の防止のための対策をする委員会（虐待防止検討委員会）

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会

構成員・・・管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、事務所外の虐待防止の専門家を委員として活用することが望ましい  
〈委員会での検討事項〉

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること



### 2.虐待の防止のための指針

【指針に盛り込むべき項目】

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方   | ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |
| ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針    | ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針   |
| ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 | ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項         |
| ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項       | ⑧その他虐待の防止の推進のために必要な事項      |

## 2. 各基準における留意基準について

### 29.補足（虐待の防止）



#### 3.虐待の防止のための従業者に対する研修

- ・研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであること。
- ・事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。
- ・事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**年2回以上**の研修を行い、特に新規採用時は必ず実施すること。
- ・研修の実施内容についても記録すること。

#### 4.虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

1～3に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を設置すること。（虐待防止検討委員会の責任者と同一人物が望ましい。）

## 2. 各基準における留意基準について

### 25. 会計の区分

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(基準第129条 (基準第3条の39準用) )

具体的な会計処理方法は以下の参考資料を参照

- ※1 介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成13年3月28日 老振発第18号)
- ※2 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取り扱いについて (平成24年3月29日 老高発0329第1号)
- ※3 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取り扱いについて (平成12年3月10日 老計第8号)

なお、報告については、施設所在地を管轄する都道府県知事に対して会計年度終了後、3月以内に「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」を使用して報告すること。



## 2. 各基準における留意基準について

### 26.利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならない。

(基準第129条(基準第86条の2準用))

#### ※留意点

委員会の構成員・・・生産性向上の取組を促進する観点から管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。

なお、外部の専門家を活用することも差し支えない。

開催頻度・・・定期的を開催することを前提に、開催が形骸化することがないように留意し、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めること。

※他の事業運営に関する会議を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

※委員会の開催に当たっては、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考にして取り組みを行うことが望ましい。

※なお、当該基準は令和9年4月1日より**義務化**される。



## 2. 各基準における留意基準について

### 27.記録の整備

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 地域密着型特定施設サービス計画
- 二 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 第118条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第126条第3項の規定による結果等の記録
- 五 第129条において準用する第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 第129条において準用する第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 第129条において準用する第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 八 第129条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(基準第128条)

基準上では保存期間は2年とされているが、「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」により、下記のものはサービスの提供に係る保険給付支払いの日から5年間と定められているため、留意すること。

- ・ 地域密着型特定施設サービス計画
- ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録



### 3 運営指導時によくある指摘事項

|   | 主な指摘事項                                                        | 基準                          |
|---|---------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 入居の年月日並びに入居している指定地域密着型特定施設の名称、退去に際しては退去年月日を入居者の被保険者証に記載していない。 | 基準第116条<br>(提供の記録)          |
| 2 | 事故報告が提出されていない。                                                | 基準第3条の38準用<br>(事故発生時の対応)    |
| 3 | 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成しているが、公表していない。                   | 基準第34条<br>第2項準用<br>(地域との連携) |